

## 阻害要因を考慮して進歩性を容認した裁判例

## 「ストロボスコープを使った入力システムを備える情報処理装置」事件

H24. 7. 17 判決 知財高裁 平成 23 年（行ケ）第 10098 号

審決取消請求事件：請求認容

## 概要

進歩性の判断において、主引例に副引例を組み合わせることの**阻害要因**とともに、複数の副引例を同時に組み合わせることの**阻害要因**を認め、進歩性を容認した事例。

## 〔本願発明（請求項1に係る発明）〕

ストロボスコープを使った入力システムを備える情報処理装置であって、

ストロボスコープ、

前記ストロボスコープの発光時および非発光時にそれぞれ対象物を撮影する撮像手段、

前記ストロボスコープの発光時の映像信号と非発光時の映像信号との差に基づいて、前記対象物の位置、大きさ、速度、加速度および運動軌跡パターンの情報の一部または全部を算出する第1の手段、および

前記第1の手段によって算出された前記情報に基づき情報処理を行う第2の手段を備え、

前記対象物は再帰反射体を含む、情報処理装置。

## 〔審決の要旨〕

(1) 本願発明は、刊行物1に記載された発明、並びに刊行物2及び刊行物3に記載された技術に基づいて、当業者が容易に発明できたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない。

(2) 本願発明と刊行物1発明との相違点

相違点1. 本願発明では、撮像手段が対象物を「(ストロボスコープの) 発光時および非発光時にそれぞれ」撮影しており、情報の算出を「発光時の映像信号と非発光時の映像信号との差」に基づいて行っているのに対して、刊行物1記載の発明では、撮像手段が対象物を撮影するのは発光時のみであって、情報の算出も発光時の映像信号のみに基づいて行っている点。

相違点2. 省略

相違点3. 撮影される対象物が、本願発明では、「再帰反射体を含む」のに対して、刊行物1記載の発明では、再帰反射体を含まない点。

(3) 刊行物2記載の技術

情報処理装置において、ストロボスコープの発光時および非発光時にそれぞれ撮影し、発光時の映像信号と非発光時の映像信号との差に基づいて情報の算出を行う。

(4) 刊行物3記載の技術

情報処理装置において、対象物が再帰反射体を含むことにより、撮像する画像から再帰反射体の像を容易に区別でき、対象物の指示位置の検出が容易になる。

(5) 相違点1について

刊行物1記載の発明において、照明等のノイズ成分が生じるおそれがある場合に、刊行物2記載の技術の「ストロボスコープの発光時および非発光時にそれぞれ」撮影し、かつ、「発光時の映像信号と非発光時の映像信号との差」に基づいて情報の算出を行う事項を適用することは、当業者が容易に想到し得たことである。

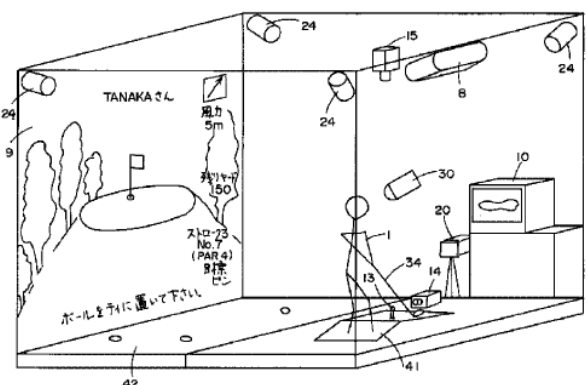
(6) 相違点3について、

刊行物1記載の発明において、対象物の位置の検出を容易に行うために、刊行物3記載の技術の対象物が『再帰反射体を含む』事項を適用することは、当業者が容易に想到し得たことである。

## 〔裁判所の判断〕（筆者にて適宜要約）

(1) 相違点3についての判断の誤り

刊行物1記載の発明は、ストロボライト20を間欠発光させると同時に、ゴルフクラブ34及びゴルフボール13を、プレイヤー1の正面前方及び上方の2台のCCDカメラ14、15によって高速多重撮影するものであるところ、ゴルフクラブ34又はゴルフボール13に、刊行物3記載の再帰反射体を取り付けた場合、ストロボライト20の間欠発光を再帰反射体によって反射させ、その反射光を2台のCCDカメラ14、15で高速多重撮影することになる。



ストロボライト20の反射光を正面前方のCCDカメラ14に入射させようとする、正面前方のCCDカメラ14の近傍にストロボライト20を配置することになるが、そのようにすると、上方のCCDカメラ15は、ストロボライト20の近傍周囲には配置されていないから、再帰反射体からの反射光を上方のCCDカメラ15に入射させることはできない。

そこで、ストロボライト20の反射光を上方のCCDカメラ15に入射させようとして、このCCDカメラ15の近傍にストロボライト20を配置させると、今度は、正面前方のCCDカメラ14が、ストロボライト20の近傍周囲には配置されなくなるから、再帰反射体からの反射光を正面前方のCCDカメラ14に入射させることはできなくなる。

そして、ストロボライト20を、正面前方のCCDカメラ14の近傍以外の位置や上方のCCDカメラ15の近傍以外の位置に配置すると、再帰反射体からの反射光は、2台のCCDカメラ14、15のいずれにも入射させることはできない。

そうすると、刊行物1記載の発明のゴルフボール13又はゴルフクラブ34に再帰反射体を取り付けた場合に、ストロボライト20をどのように配置しても、再帰反射体からの反射光を2台のCCDカメラ14、15の両方に入射させることはできないし、また、再帰反射体を採用したことによって、対象物と他の画像とのコントラストが更に強調されるため、安価な構成で検出精度を高めることが可能となるという本願発明の効果も得られない。

したがって、刊行物1記載の発明に刊行物3記載の技術を適用することには、阻害要因があるといえる。

## (2) 刊行物1記載の発明と刊行物2記載の技術、刊行物3記載の技術との組合せ阻害要因の看過

刊行物2記載の技術は対象物体に色マーカ―や発光部を取り付けることを想定していないものであり、他方、刊行物3記載の技術は入力手段(筆記用具)に再帰反射部材を取り付けるものであって、両者は、マーカ―(再帰反射部材)の取付けについて相反する構成を有するものである。

したがって、刊行物1記載の発明に、刊行物2記載発明と刊行物3記載発明を同時に組み合わせることについては、阻害要因があるといえるべきである。

### [検討]

裁判所は、「相違点3についての判断の誤り」において、刊行物1記載の発明に刊行物3記載の技術を組み合わせることの阻害要因を認めており、その理由として、刊行物1記載の発明における対象物(ゴルフクラブまたはゴルフボール)に、刊行物3記

載の再帰反射体を取り付けた場合の不都合、即ちストロボライト20をどのように配置しても、再帰反射体からの反射光を2台のCCDカメラ14、15の両方に入射させることができない点と、再帰反射体を採用したことによって、本願発明の効果が得られない点を挙げている。

これらの理由のうち、後者は、論理付けを妨げる理由ではあるものの、阻害要因の理由としては適格性を欠いているように思われる。但し、前者は、阻害要因におけるオーソドックスな理由の1つであるため、結論は妥当である。

また、裁判所は、「刊行物1記載の発明と刊行物2記載の技術、刊行物3記載の技術との組合せ阻害要因の看過」において、刊行物2記載発明と刊行物3記載発明を同時に組み合わせることの阻害要因を認めており、その理由として、マーカ―(再帰反射部材)の取付けに関して、両者が相反する構成を有する点を挙げている。

刊行物2は、情報の算出手法に関して引用されたものであるが(前頁左欄の(3)参照)、裁判所は、刊行物2記載の技術の課題にまで踏み込んで、これが対象物体に色マーカ―や発光部を取り付けることを想定していないことを認定しており、そのことが、阻害要因が認容された決め手になっている。

副引例の課題に基づいて、その副引例を別の副引例と同時に組み合わせることに阻害要因が認められた事例であり、興味深い。

### 《実務上の指針》

特許庁審判部編「判決からみた進歩性の判断」(発明協会)に記載されている阻害要因の類型は、いずれも第1引用発明(主引例)の課題や機能に着目するものであり、特許審査基準に掲載された事例も同様である。

無論、それらに記載されていない類型であっても、技術的な前提条件が破綻し、或いは取り返しのつかないデメリットが生じるような引用発明の組み合わせについては、阻害要因が認められるべきである。本件で判示された、複数の副引例を同時に組み合わせることの阻害事由は、その一例として見立てられる。

進歩性に基づく拒絶理由を解消するために、このような阻害要因を意見書で主張することを、従前から行っている実務者は少なくないと推察されるが、かかる論理構成に基づく阻害要因が有効であることは、本件で確認されていると言える。

よって、今後の実務においても、副引例が複数ある場合には、意見書での陳述や特許請求の範囲の補正を検討するに際して、可能な限り、上記の如き阻害要因を勘案すべきである。

以上